

## 告 示

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年3月18日

高梁市長 近藤隆則

### 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
全域
2. 実質化された人・農地プラン  
宇治地区、平川地区、湯野地区、西山地区
3. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和2年2月28日
4. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
経営体数  
法人 16経営体  
個人 239経営体  
集落営農（任意組織） 6組織
5. 4の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
6. 農地中間管理機構の活用方針  
活用する。
7. 地域農業の将来のあり方  
新規就農者の受入  
耕作放棄地の防止